

八尾市第6次総合計画前期基本計画評価支援等業務委託事業者募集要領

1. 趣旨

八尾市第6次総合計画では、八尾に関わる全ての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、本市のあるべき姿を示し、その実現に向けて、市民とともにまちづくりを進めている。本業務は、八尾市第6次総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、令和7年度からの4年間を計画期間とする八尾市第6次総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）を策定するにあたり、前期基本計画の進捗状況を踏まえた庁内評価及び市民参画型の外部評価による総括を行う。あわせて、市民の生活意識や八尾市政に対する意見、ニーズ等を把握し、後期基本計画の策定に向けた基礎データとして活用するための市民意識調査を実施する。また、調査結果や前期基本計画の総括等を踏まえた後期基本計画の策定方針を検討する。

これら業務の実施にあたっては、計画の総括にあたってのノウハウや、後期基本計画の検討、各関係機関との調整、会議の企画・運營業務など、一定程度以上の見識を有する事業者の支援が必要であるため、公募型プロポーザル方式にて受託事業者の選定を行う。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

八尾市第6次総合計画前期基本計画評価支援等業務

(2) 業務内容

「八尾市第6次総合計画前期基本計画評価支援等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算額の上限

6,523,000円（消費税及び地方消費税額593,000円を含む。）

3. 提案参加資格

提案に参加できる者は、以下の(1)～(6)の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第98条の入札参加資格を備え、かつ、令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）への登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (6) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間、市区町村の総合計画等の行政計画の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

4. 事務担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 本館4階
八尾市 政策企画部 政策推進課 政策推進係 (担当：結城・塚本)
電 話： 072-924-3816
F A X： 072-924-3570
メールアドレス：seisakusuisin@city.yao.osaka.jp

5. スケジュール

実施内容	実施時期
募集要領等の公表	令和5年5月23日(火)
質問書提出期限	令和5年5月29日(月) 午後5時15分必着
質問に対する回答期限	令和5年5月31日(水)
提案参加表明届の提出期限	令和5年6月2日(金) 午後5時15分必着
提案参加資格審査結果の通知	令和5年6月6日(火)
提案書等の提出期限	令和5年6月12日(月) 午後5時15分必着
書類審査結果の通知	令和5年6月19日(月)
プレゼンテーション審査	令和5年7月3日(月) 午前
審査結果の通知	令和5年7月4日(火)

6. 質問及び回答

本提案に係る質問は、「質問書」(様式2及び様式2-1)を指定する期日までに電子メールにて提出すること。また、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。なお、提案書等の作成に関する質問に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和5年5月29日(月) 午後5時15分まで
- (2) 提出先 上記4.(メールアドレス)の通り
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年5月31日(水)までに本市ホームページに掲載する。

7. 参加申込

本提案に参加を希望する者は、「提案参加表明届」(様式1-1~4)を指定する期日までに、以下の通り持参により提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年6月2日(金) 午後5時15分まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出場所 上記4.に同じ。

8. 提案の方法

- (1) 提案書及び経費見積書等の提出について

本提案にあたっては、提案書（自由様式）及び経費見積書（自由様式）を指定する期日までに以下の通り持参により提出すること。提案書は下記（２）①提案項目のA・B・Cについて、A4サイズで合計6ページ以内（片面換算）とする。

①提出期限 令和5年6月12日（月）午後5時15分まで

②受付時間 午前9時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③提出場所 上記4.に同じ

④留意事項

- ・提案書及びその他資料は原本1部及び副本10部用意し、持参すること。
- ・審査の公平性を期すため、副本については、事業者名等の表示がある場合は黒塗りするなど、提案者が推定できないようにして提出すること。

（２）提案書の内容について

①提案項目

A.本業務の実施にあたっての基本的な考え方

本市の課題や現状認識に加え、最新の動向を踏まえたうえで、現行の八尾市第6次総合計画をどのように捉え、前期基本計画の総括及び後期基本計画の策定に向けて取り組んでいくべきと考えているか、本業務の実施にあたっての基本的な考え方について具体的に記載すること。

B.仕様書に定める業務の実施手法

業務の実施手法について具体的に提案すること。とりわけ、前期基本計画の総括を進める中で、市民参画を充実させる手法や市民にわかりやすい総括資料や計画となるよう工夫すべき点を記載すること。

C.その他、貴社の実績や得意とする分野の活用などでできること

仕様書に記載がない内容について、得意分野を活かした提案とすること。

②会社概要及び業務実績

会社の概要と当該業務と類似した業務の実績について記載すること。

③業務実施体制

本業務を実施するための必要な人員配置、本市担当者との連絡、情報交換を密にできる体制を提案すること。

④経費見積書

経費見積書は自由様式とする。ただし、当該業務の予算の上限額は6,523,000円（消費税及び地方消費税を含む。）であるため、この範囲内で提案すること。

9. 提案の審査、評価及び選定

選定については、「八尾市第6次総合計画前期基本計画評価支援等業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、別に記す選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、事業者選定までに、本募集要領における、「3. 提案参加資格」の要件を満たさなくなった場合及び後述の「11. 失格事項」に該当することとなった場合は、選定の対象外とする。

提案者が4者以上ある場合は、書類審査を実施し、合計点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、下記日程で実施する。

書類審査結果については、令和5年6月19日（月）午後5時15分までに全ての提案者に対し、電子メールにて通知する。

また、書類審査の結果による上位3者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても通知するものとする。

【プレゼンテーション審査の実施】

- (1) 実施日時 令和5年7月3日(月)午前 ※時間・会場等は別途通知する。
- (2) 発表時間 説明時間は質疑応答10分を含め20分以内とし、機器等の設営及び撤去は各5分以内とする。
- (3) 留意事項
 - ・プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。
 - ・プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、それ以外のものについては提案者が各自用意すること。(プロジェクター：EPSON製 商品名：EH-TW400)
 - ・プレゼンテーションへの参加は各社4名以内とし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

10. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、その内容に拘束されるものではなく、優先交渉権者との協議後に、契約を締結する。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則(昭和39年規則第33号)第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 委託料の支払い条件

業務完了後、一括払いとする(業務完了後、検査に合格し、適法な支払請求があった日から起算して30日以内に業務委託料を支払う。)

11. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 経費見積書に記載された見積額が本募集要領で示す予算額(上限額)を超える場合
- (2) 提案書等の提出期限、提出場所又は提出方法が本募集要領に適合しない場合
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 同一提案者が複数の提案を行った場合
- (6) 本募集要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- (7) その他本募集要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

12. その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案参加表明届及び提案書等は返却しない。

- (3) 提案書の著作権は、当該書類を作成したものに帰属するものとし、提出された提案参加表明届及び提案書等は、本提案の目的以外に提案者に無断で利用はしない。
- (4) 提案参加表明届及び提案書等を提出後、辞退を行う場合は、上記4. 事務担当課に書面（任意様式）で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本提案への再参加は認めない。
- (5) 本提案に係る提出書類及び評価結果などについては、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。